

車両系建設機械等による労働災害防止の徹底について (緊急要請)

車両系建設機械や移動式クレーン(以下「車両系建設機械等」という。)に関する死亡災害は、それまで4年連続で発生がありませんでしたが、昨年は2名、本年においては現在までに既に3名の労働者の尊い命が失われるという、憂慮すべき状況にあります。

車両系建設機械等による労働災害を撲滅し、「労災による死亡者を、悲しみをゼロに」するため、以下の事項が各企業・現場において実施されるよう、会員事業場に対してはもとより、様々な機会・手段により業界全体へ広く周知いただくよう要請いたします。

- 1 計画・設計段階においてリスクアセスメントを実施し、よりリスクの小さい工法・工程を採用すること。
- 2 車両系建設機械等作業においてリスクを完全に排除できないことを認識し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。
- 3 個々の安全措置が確実に行われるよう、次のような取組を行うこと。
 - (1) 基本的な安全措置を怠ることを防止するため、トップによる方針表明、作業相互による声かけを含め、安全行動の励行や不安全行動防止の組織的な取組を実施するなど、全員参加の安全衛生管理活動を推進すること。安全教育・周知等に当たっては、講じるべき措置の方法だけでなく、その措置が必要な理由も含め、各作業者に理解させること。
 - (2) 各作業者の安全能力を高めるため、必要な安全教育を実施し、毎日の朝礼時や非定常作業発生時に高リスク作業における安全手順の確認又は危険予知等を行わせること。
- 4 車両系建設機械について、労働安全衛生規則に基づき転倒時保護構造とシートベルトを有するものを購入・使用するよう努めるだけでなく、先進的な安全性能を備えた機器の配備を進めること。

令和4年5月13日

(団体名・代表者職名) 殿

長野労働局長 小野寺 喜一